

新型コロナウイルスおよび季節性インフルエンザ い患による出席停止期間について

コロナ陽性者の出席停止期間

⇒発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
1日目に軽快	発症	軽快	軽快後1日	発症後3日	発症後4日	発症後5日	登校可		
2日目に軽快	発症	発症後1日	軽快	軽快後1日	発症後4日	発症後5日	登校可		
3日目に軽快	発症	発症後1日	発症後2日	軽快	軽快後1日	発症後5日	登校可		
4日目に軽快	発症	発症後1日	発症後2日	発症後3日	軽快	軽快後1日	登校可		
5日目に軽快	発症	発症後1日	発症後2日	発症後3日	発症後4日	軽快	軽快後1日	登校可	

*「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることです。軽快した後1日とは、軽快した日を0日と数えます。

*出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨しています。

*濃厚接触者の特定はありません。そのため、家族が罹患したからといって、直ちに出席停止とはなりません。本人の体調で判断していただければと思います。

季節性インフルエンザによる出席停止期間

⇒発症後した5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
1日目に解熱	発症	解熱	解熱後1日	解熱後2日	解熱後3日	解熱後4日	登校可		
2日目に解熱	発症	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	解熱後3日	登校可		
3日目に解熱	発症	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可		
4日目に解熱	発症	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可	
5日目に解熱	発症	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可

※新型コロナウイルス、季節性インフルエンザのいずれに罹患の場合も、出席停止解除に伴う「登校許可書」の提出の必要はありません。